

有田川町における道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表のとおりである。

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	合意状況
なかむら内科クリニック城山出張所前	和歌山県有田郡有田川町大字二川369－3番地先	一般乗用旅客自動車運送事業者（有田鉄道株式会社）が行う一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法第3条第1号イ「路線不定期運行」）の用に供する自動車に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。 最左欄の停留所を使用している一般乗合旅客自動車運送事業者と運行時刻について調整を図り、交通に支障がないようにすること。	関係者 ・有田鉄道株式会社 ・和歌山県公安委員会 ・近畿運輸局 ・有田川町 ・有田川町地域公共交通会議 合意状況 令和7年3月27日、上記関係者において合意